

平成25年度 自家発電設備等 導入費用助成金のご案内

省エネに効果：高天井用水銀灯を「LED照明」へ
電力消費状況を「デマンド監視」で見える化など

対象者

電力需要の抑制、あるいは事業活動継続に
設備の導入が必要不可欠な**都内中小企業**

対象機器
★裏面参照



枠内は対象が製造業で、工場の生産現場に
導入する場合があります。
製造業には、印刷業、パンや菓子の食品製
造、衣服や家具の製造も含まれます。

自家発電機

蓄電池



平成25年度
LEDランプ 追加

助成率・限度額

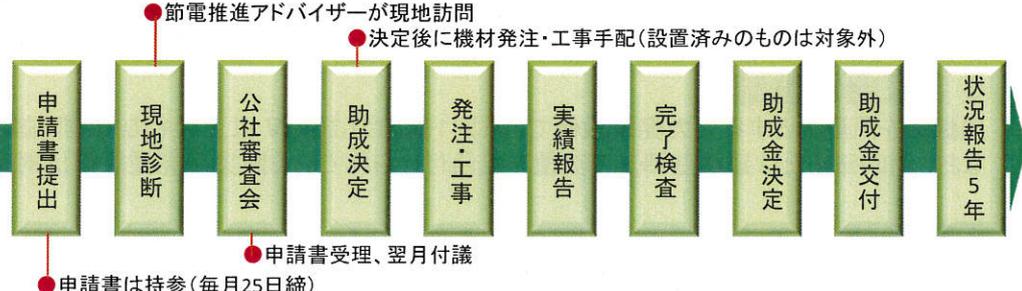
対象経費の $\frac{1}{2}$ 助成 (1,500万円が限度額)
LEDは1,000万円が限度額

申請期間

平成25年12月27日まで
申請受付は毎月25日締切



事業の流れ



①助成対象経費
★裏面参照
②助成要件

- ①助成対象機器導入に必要な設備費、設計費及び工事費のうち、公社が必要かつ適切であると認めた必要最低限の経費 ★運送費も対象
注意：リースや割賦で導入した機器に係る経費は対象外です
- ②事業者が提出する自家発電設備等導入計画や経営内容を審査し、助成対象者を決定します



詳しくは

ホームページ「**アスプラザ**」で検索

画面左側『相談案内』
→ 『助成金・設備投資』
→ 『自家発電設備等導入費用助成事業
のご案内』を必ずご確認ください

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/topics/1107/0017.html>



お問合せは

アスプラザ
公益財団法人 東京都中小企業振興公社
総合支援部 設備リース課
電話 03-5822-9031
〒101-0025 千代田区神田佐久間町2-20

助成対象経費と助成設備

□ 助成対象経費

導入に必要な設備費、設計費、工事費のうち公社が必要かつ適切であると認めた必要最小限の経費です

- (1)設備費：機器費および必要不可欠な付帯設備費
- (2)工事費：設計費、材料費、消耗品・雑材料費、直接仮設費、労務費、総合試験調整費、立会検査費、機器搬入費

□ 対象機器

①LEDランプ

すでに工場に設置済の高天井用水銀灯、メタルハライドランプ、蛍光灯などをLEDランプに交換する場合があります

照明用白色LEDを用いた直管形あるいは高天井用として使用する照明で「導入にあたり工事を伴うもの」

- ア 定格寿命が40,000時間以上であること
- イ 固有エネルギー消費効率が60lm/W以上であること
- ウ 直管形LEDランプについては、ランプ重量500g未満のものであること
- エ 落下、感電、発火等の防止措置を講じること
- オ 消防法または建築基準法で設置を義務付けられているものではないこと

②デマンド監視装置

電力量計に接続し電力使用量を監視・予測し、あらかじめ設定した電力使用量に近づくと警報を出すもの

③進相コンデンサ

電気回路において力率を改善するために導入し省エネルギーに寄与できるもの

④インバータ

周波数や電圧、電流を制御することによって動力設備の運転量を制御し省エネルギーに寄与できるもの

★以上は対象が製造業で、工場の生産現場に導入する場合です。

製造業には、印刷業、パンや菓子の食品製造、衣服や家具の製造も含まれます。

⑤自家発電設備

内燃力を原動力とする火力発電設備で、原則1基出力10kW以上のもので、非常用(一般停電用)のものを含まます
なお、消防法または建築基準法で設置を義務付けられている防災用発電設備は対象外です

⑥蓄電池

以下に掲げる新品の蓄電池が対象です

- ア 原則1基蓄電池容量1kWh以上のリチウムイオン蓄電池または鉛蓄電池
 - イ 買電等により常時電気を蓄え停電時に対応できるもので、生産設備等の電力バックアップを目的として、計画停電などの場合に生産設備等を継続して稼働させることができるもの
※UPS等で、停電時の短時間の電源確保を目的とするものは除きます
 - ウ 災害時の転倒防止のため、原則として定置式であるもの
 - エ 消防法又は建築基準法で設置を義務付けられているものではないこと
- オ リチウムイオン蓄電池については、国が実施する定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ(<http://sii.or.jp/>)により指定されているものであること
(鉛蓄電池の要件については、後日、別途お知らせします)